



# ヤマダ会計NEWS 11月号

<相続税増税まで2ヶ月を切りました！>

先日、地元の金融機関様の相談窓口にて、相続税相談を担当させていただきました。もうかなりの方がご存知かと思いますが、来年(平成27年)より相続税の増税が始まります。

その為か、窓口に来られる方の関心度は非常に高く、予約は満員御礼。相続対策の特集記事が載った雑誌を片手に来られる方も大勢いて、「みなさん、かなり勉強されているなあ！」と感心しました。

最近特に「相続税対策は？」と聞かれます。対策は、まず相続財産をどれだけ持っているか知ることから始まります。一番注意しないといけないものはやはり高額となる不動産です。しかし、株式も無視できない財産です。特に、経営者の方々は「自社株式」が一番の問題になるかもしれません。

万が一相続が起きた場合には、相続税がどの位かかるのか。ぜひ一度、相続税シミュレーションをしてみてください。

(代表 山田義之)

## 「連想させて、背中を押す」

消費税が8%になり、また円安などで、生活必需品や公共料金、ガソリンなど、多くの物が値上がりしている中、私たちの「消費意欲」は減退しているのが現状です。お客様の「消費意欲」を取り戻すためにどうしたらいいか、頭を悩ませている経営者の方も多いのではないのでしょうか？

例えば、若者のクルマ離れに苦しむ自動車の販売。販売店では、「この車は7人乗りなので、お祖父さん・お祖母さんも一緒にお出掛けできます。」とか、「収納スペースが広くて、荷物の多いママにピッタリですよ！」などを使い道を具体的に提案して、お客様にその車がある生活をイメージさせるのだそうです。

企業は、消費者の興味を引くために様々な工夫をしますが、**使い道の提案はそのひとつでしょう。何かを連想させることで消費者の背中を押し、消費行動を刺激しようというわけです。**

また、通販サイトのAmazonなどは、顧客の購入履歴や閲覧履歴から、本であれば同じ著者の別の作品といった関連性の高い商品などを「おすすめ商品」としてページ内で推薦しています。これは「**レコメンドーション(推薦)機能**」と呼ばれ、顧客の検索履歴や購入履歴から、**おすすめ商品を提示するサービス**です。時と場合によっては煩わしくも感じられますが、何となく気になっておすすめ商品をクリックして、「これはいいかも！」とそのまま購入してしまうことは確かにあります。**自分の視点だけでは探し出せなかったものに出会い、意識していなかった自分の欲求に気付く。レコメンドーション機能は、連想によって気付きを与え、行動させるための新しい消費ツール**といったところでしょうか。

物と情報に溢れた現代は、「**選びきれない**」時代ともいえます。商売でも「**連想させて背中を押し**」方法で、顧客の**選択肢に分け入っていく工夫が必要**なのかもしれません。マーケティングも必要ですが、突き詰めれば「**お客様を第一に考え、喜んでもらえるようどれだけ知恵を絞っているか**」が大切だと言えそうです。知恵を絞り、工夫を凝らして、頑張っていきましょう！

(チーフリーダー 田中菊美)



平成27年1月1日以降に亡くなった場合に、「**相続税**」はこう変わります！



平成25年度税制改正により、来る平成27年1月1日から相続税が増税されます。改正が決まってからずいぶん経ったため、復習をかねて取り上げてみたいと思います。

相続税の税率は、以下のように変更になります。色のついた箇所が改正された箇所です。

### 【相続税の速算表】

法定相続分に応ずる取得金額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

上記だけを見ると、「相続税が増えるって言うても、億単位の財産がある人の話でしょ？」と思われるかもしれません。

**最大のポイントは基礎控除額が改正により、『4割縮小される』という点です。財産が基礎控除の範囲内であれば、相続税はかかりません。**

現行の基礎控除額	→ 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
改正後の基礎控除額	→ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

つまり、**財産が5,000万円以下であれば、相続税とは無縁だったケースでも、改正で3,000万円以下と範囲が狭まったことで、相続税を考えなければならない方が増える、というわけです。**

「うちの場合はいくらになるのだろう？」と心配になった方に少しでも見当をつけて頂けるよう、参考までに早見表を作成してみました。

### 【改正後 相続税早見表】

(単位:万円)

課税価格	法定相続人の構成					
	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
	子供1人	子供2人	子供3人	子供1人	子供2人	子供3人
5千万円	40 (80)	10 (20)	0 (0)	160	80	19
1億円	385 (770)	315 (630)	262 (524)	1,220	770	629
3億円	3,460 (6,920)	2,860 (5,720)	2,540 (5,080)	9,180	6,920	5,459
5億円	7,605 (15,210)	6,555 (13,110)	5,962 (11,924)	19,000	15,210	12,979

※1. 表中の「課税価格」は、基礎控除前の数字  
2. ( )書きは、配偶者の税額軽減適用前の金額

相続税の負担、現実味を帯びてきたのではないのでしょうか？  
早めの相続税対策で、「**笑顔相続**」ができるように準備をしていきましょう！ヤマダ会計がお手伝い致しますので、お気軽にご相談下さい。  
(田中裕也)

★載せきれなかった具体例は、ヤマダ会計ホームページの「**相続税シミュレーション**」に掲載しています。ぜひ一度ご確認ください。

<http://www.yamadakaikai-go.jp/souzoku/for-personal/simulation/>

質問・疑問は、各担当者までご連絡ください。